

県民ボランティア活動の促進等に関する条例施行規則

平成 10 年 11 月 11 日 規則第 91 号
最終改正 平成 24 年 3 月 30 日 規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成 10 年兵庫県条例第 39 号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(設立認証申請書等)

第 2 条 条例第 16 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

2 条例第 16 条第 5 項の副本の部数は、1 通とする。

(縦覧期間中の補正書等)

第 3 条 条例第 18 条第 2 項(条例第 22 条第 3 項及び第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。)の補正書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

2 条例第 18 条第 4 項(条例第 22 条第 3 項及び第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。)の副本の部数は、1 通とする。

(設立登記等完了届出書等)

第 4 条 条例第 19 条第 1 項の届出書の様式は、様式第 3 号のとおりとする。

2 条例第 19 条第 2 項の登記事項証明書の写し及び財産目録の副本並びに同条第 3 項の認証に関する書類の写しの部数は、それぞれ 1 通とする。

(役員の変更等届出書等)

第 5 条 条例第 21 条第 1 項(条例第 38 条第 1 項及び第 44 条において準用する場合を含む。)の届出書の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

2 条例第 21 条第 2 項の副本の部数は、1 通とする。

(定款変更認証申請書等)

第 6 条 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。)第 25 条第 4 項の申請書の様式は、様式第 5 号のとおりとする。

2 条例第 22 条第 2 項の副本の部数は、1 通とする。

(定款変更届出書等)

第 7 条 条例第 23 条第 1 項(条例第 38 条第 1 項及び第 44 条において準用する場合を含む。)の届出書の様式は、様式第 6 号のとおりとする。

2 条例第 23 条第 2 項の副本の部数は、1 通とする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出書等)

第 8 条 条例第 24 条第 1 項(条例第 38 条第 1 項及び第 44 条において準用する場合を含む。)の提出書の様式は、様式第 7 号のとおりとする。

2 条例第 24 条第 2 項及び第 3 項の写しの部数は、1 通とする。

(事業報告書等の副本の提出部数)

第 9 条 条例第 25 条第 2 項の副本の部数は、1 通とする。

(事業の成功の不能による解散認定申請書)

第 10 条 条例第 27 条の申請書の様式は、様式第 8 号のとおりとする。

(解散届出書)

第 11 条 条例第 28 条第 1 項の届出書の様式は、様式第 9 号のとおりとする。

(清算中における清算人就任届出書)

第12条 条例第29条第1項の届出書の様式は、様式第10号のとおりとする。

(残余財産譲渡認証申請書)

第13条 条例第30条の申請書の様式は、様式第11号のとおりとする。

(清算終了届出書)

第14条 条例第31条第1項の届出書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(合併認証申請書)

第15条 法第34条第4項の申請書の様式は、様式第13号のとおりとする。

2 条例第32条第2項において準用する条例第16条第5項の副本の部数は、1通とする。

(身分証明書)

第16条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、様式第14号のとおりとする。

(認定申請書等)

第17条 法第44条第2項の申請書の様式は、様式第15号のとおりとする。

2 条例第35条第2項の副本の部数は、1通とする。

(認定の有効期間の更新申請書等)

第18条 法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の様式は、様式第16号のとおりとする。

2 条例第37条第2項の副本の部数は、1通とする。

(非所轄法人の定款の変更の認証に係る提出書)

第19条 条例第38条第2項の提出書の様式は、様式第17号のとおりとする。

(代表者の氏名の変更届出書)

第20条 条例第39条の届出書の様式は、様式第18号のとおりとする。

(役員報酬規程等の提出書等)

第21条 条例第40条第2項の提出書の様式は、様式第19号のとおりとし、同項の副本の部数は、1通とする。

(助成金支給書類等の提出書等)

第22条 条例第41条第2項の提出書の様式は、様式第20号のとおりとし、同項の副本の部数は、1通とする。

2 条例第41条第3項の提出書の様式は、様式第21号のとおりとし、同項の副本の部数は、1通とする。

(仮認定申請書等)

第23条 法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書の様式は、様式第22号のとおりとする。

2 条例第43条第2項の副本の部数は、1通とする。

(認定特定非営利活動法人の合併についての認定申請書等)

第24条 法第63条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の様式は、様式第23号のとおりとする。

2 条例第45条第2項の副本の部数は、1通とする。

(提出書類の規格)

第25条 この規則に定める様式(様式第14号を除く。)のほか、法及び条例の規定により提出する書類の用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 52 号）

この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 28 日規則第 69 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 16 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号注 2 (4)、様式第 3 号注 4 (2) 及び様式第 12 号注 2 (5) の改正規定は、同年 7 月 9 日から施行する。